

平成 25 年度 第 1 回安全・安心協議会(発言要旨)

| | |
|--------------|--|
| 日時 | 平成 25 年 10 月 22 日 (火) 午前 10 時～午前 11 時 30 分 |
| 場所 | 練馬区役所本庁舎 20 階 交流会場 |
| 出席委員数 | 43 名 (欠席委員数 6 名) |
| 傍聴者数 | 0 名 |
| 事務局 (危機管理室長) | <p>本日はご多忙中にもかかわらず、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。只今から、平成 25 年度第 1 回安全・安心協議会を開催させていただきます。</p> <p>私は危機管理室長の福島と申します。協議会会長が決まるまで、事務局を代表して、私が会の進行を行わせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>協議会は、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきたいと存じます。</p> <p>はじめに、委嘱状の交付を行いたいと存じます。</p> <p>委嘱状につきましては、あらかじめ委員の皆様の席上に配付させていただいております。本来であれば、区長からおひとりおひとりにお渡しすべきところではありますが、これにより委嘱状の交付に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、練馬区長志村 豊志郎からごあいさつを申し上げます。</p> |
| 志村区長 | <p>本日は、お忙しい中、ご参集賜り誠にありがとうございます。また、皆さま方には、日頃から区政の発展に多大なるご協力をいただき、深く感謝申し上げます。</p> <p>平成 25 年度第 1 回 安全・安心協議会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>区民が、安全で安心に生活できるまちを築いていくことは、区政の最重要課題であります。</p> <p>おかげさまで、区内の犯罪と火災の発生件数は平成 20 年度以降、減少傾向にあり、皆さまのご協力とご尽力に深く感謝申し上げます。</p> <p>さて、近年、居住者の死亡や転居、相続人が居住しないなどの理由により、空き家が全国的に増加しています。本来、空き家は所有者等が自己責任において管理されるべきものですが、様々な事情から適切に管理されず、老朽化等による建物の破損、草木の繁茂、害虫の発生等を招いております。また、居住者が</p> |

平成 25 年度 第 1 回安全・安心協議会(発言要旨)

| | |
|----------------|--|
| | <p>いても、いわゆるごみ屋敷等、適正に管理されない家屋も増えております。</p> <p>このように、居住者の有無に関わらず、適正に管理されない家屋が、区民の生活環境や地域の治安の悪化を招いており、その近隣住民等からは、相談が少なからず寄せられております。</p> <p>区では、このような現状を踏まえ、問題のある家屋を解決するための対応策を明らかにするとともに、犯罪や火災・建物の倒壊等を防ぎ、区民の、より安全で安心できる暮らしを実現していきたいと考えています。</p> <p>また、そのための条例化等に向けた検討をおこなっているところです。</p> <p>そこで、今年度、当協議会の皆さまには「問題家屋について条例化するにあたり盛り込むべき項目等について」を諮問いたします。委員の皆さま方には、活発にご議論いただきたいと考えております。</p> <p>私としては、協議会の答申を踏まえ、今後とも皆さま方のお力添えを賜りながら、区民の安全・安心につながる施策に取り組んでまいります。</p> <p>簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 事務局（危機管理室長） | <p>続きまして協議会委員の紹介を行います。安全・安心担当課長から各委員の団体名・お名前を読み上げさせます。</p> <p>委員の皆様は恐縮ではありますが、名前を読み上げられましたら、ご起立いただくようお願いいたします。</p> |
| 事務局（安全・安心担当課長） | <p>危機管理室安全・安心担当課長の星野と申します。委員の皆様のお名前を読み上げさせていただきます。</p> <p>（委員紹介）</p> |
| 事務局（危機管理室長） | <p>審議事項に移る前に、委員の皆様には事務局からお願いがあります。ご発言いただく場合には、挙手をしていただき、係の者がマイクを持ってお席にまいりますので、そのマイクを持ってご発言いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、協議会運営事項に入ります。まず、会長・副会長の選任であります。</p> <p>会長ですが、施行規則により「会長は委員の互選により定め</p> |

平成 25 年度 第 1 回安全・安心協議会(発言要旨)

| | |
|-----------------|---|
| | <p>る。」となっています。本日ご出席委員の異議がなければ、前年と同じ内田練馬防犯協会会長とさせていただきたいと存じます。ご異議のある委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>ご異議がないようですので、拍手を持ちましてご賛同いただきたいと思ひます。</p> <p>(拍手)</p> |
| 事務局 (危機管理室長) | <p>次に副会長ですが、施行規則により「会長が指名するものとする」と定められており、内田会長から増島光が丘防犯協会会長、櫻井石神井防火防災協会会長が指名されておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、内田会長は、本日は急用で欠席ですので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>恐れ入りますが、区長は公務により、退席させていただきます。</p> |
| 事務局 (危機管理室長) | <p>それでは、ここで増島副会長に協議会の進行をお願いしたいと思います。増島副会長、お願ひします。</p> |
| 副会長 | <p>まず最初に「練馬区安全・安心協議会への諮問について」です。練馬区安全・安心協議会は、区長の諮問に応じて開催し、審議・答申することと規定されております。</p> <p>今回からは新しい諮問となります。今回の練馬区長からの諮問につきまして、事務局から説明願ひします。</p> |
| 事務局 (安全・安心担当課長) | <p>それでは諮問について事務局から説明させていただきます。資料につきましては、練馬区長からの諮問書の写しでございます。諮問事項および趣旨につきまして読み上げさせていただきます。(諮問事項読み上げ)</p> <p>「問題家屋について条例化するにあたり盛り込むべき項目等について」…別紙 2</p> <p>引き続き、事務局の方で事前に調査させていただいた他自治体の施行状況や現在の業務における問題点、事務局として条例化するにあたり盛り込むべきと考えている項目等について説明させていただきます。</p> |

平成 25 年度 第 1 回安全・安心協議会(発言要旨)

| | |
|----------------|---|
| | <p>(別紙 3～別紙 7 説明)</p> <p>別紙 2 のかがみの部分にも記載があるとおり、この諮問につきましては、この会において検討し、今年度中には答申を出し、今後、議員立法で提出される可能性のある空き家等に関する法律の状況をふまえながら条例化を目指す予定です。</p> <p>皆様のお手元に平成 25 年安全・安心協議会 意向調査票をお配りしております。11 月 8 日期限で、盛り込むべき項目と条例に対するご意見を記入の上、FAX にてご返送をお願いいたします。事務局からは以上でございます。</p> |
| 副会長 | <p>この件につきまして、質問や意見等がありますか？</p> |
| 委員 | <p>条例の対象となる問題家屋というのは、誰が決めるものなのでしょうか。</p> |
| 事務局(安全・安心担当課長) | <p>問題家屋として取り上げるのは、近隣の住民の方々から相談があり、危険と判断されるものです。</p> |
| 委員 | <p>それは、条例にルールとして明記されるものではないのですか？</p> |
| 事務局(安全・安心担当課長) | <p>条例には明記されませんが、現在においても、近隣から相談があったものや、職員が外出時に発見したものについて、調査の上、問題家屋として扱うかどうか判断しております。</p> |
| 委員 | <p>日本の憲法において、個人の財産は強く守られており、むやみに人の財産に手を出せない状況にあると思います。その中で、行政が法律的に解決しようとしてもかなり時間がかかると思う。</p> <p>条例をつくるのも良いが、そういった問題家屋にいち早く対応できるような方策を考えるべきではないか？たとえば、防犯カメラを設置するなどの対処をするべきではないか？</p> |
| 事務局(安全・安心担当課長) | <p>いかに地域の安全・安心を守っていくかという事は非常に大事な問題です。しかし、今、お話がありましたように、個人の財産権は強く守られており、行政としてもなかなか手を出しにくいという現実がございます。</p> |

平成 25 年度 第 1 回安全・安心協議会(発言要旨)

| | |
|-------------|--|
| | <p>問題家屋については、所有者が本来管理すべきものであります。したがって、条例案においても、指導・助言・勧告などを行うことにより、所有者に必要な措置を講じてもらうことを第一に考えております。それに従わない場合で、著しく危険な物件について、代執行などを考えております。</p> <p>個人の財産権は強く守られているので、まずは所有者に対する指導・助言を用いて、必要な措置を講じてもらうように対応していきたいと考えております。</p> <p>また、防犯カメラの話がありましたが、現在、区では、公道に付ける防犯カメラに対する補助事業などを行っています。ですが、問題家屋であっても、個人のお宅を写すような防犯カメラの設置はできません。したがって、公道に付けるような防犯カメラの中で、区が必要と思われるものに補助をするという整理を行っており、それ以上の設置は難しいと考えております。</p> |
| 事務局（危機管理室長） | <p>今、委員の方から、条例と同時進行で対応が必要だろうというお話がありました。区では、問題家屋連絡会という問題家屋に関わる部署が集まって問題解決を図る会議を定期的に関いております。平成16年度以降の解決件数は159件ございます。非常に困難なごみ屋敷や老朽家屋についても、様々な区の関係部署が連携し、一つ一つ解決してきております。</p> <p>条例をつくると、最終的に解決が難しく、かつ著しく危険な家屋について代執行できる根拠ができます。他自治体においても条例化したのが最近であり、また、個人の財産権との関係もあり、訴訟を起こされるなど様々なリスクなどがあります。対応に当たっては、第三者の意見を聴きながら慎重に各自自治体も対応を行っているようです。</p> <p>先ほど申し上げたように、練馬区においては、比較的、先進的に区全体として組織の対応をしてまいりました。その上で、今回、お諮りしている条例をつくることによって、よりの確で迅速な対応ができるようにと考えております。</p> |
| 委員 | <p>個人の財産権も関わってくるので、大変難しい課題です。やはり、正確な手順に沿って問題解決を図っていかないとはいけません。その上で、総合的に判断できる機関が必要と考えます。責任を持って判断する組織を作りそこで決めていく必要があると考えます。</p> |

平成 25 年度 第 1 回安全・安心協議会(発言要旨)

| | |
|-----------------------|---|
| <p>事務局(安全・安心担当課長)</p> | <p>今までも関係各課で問題家屋連絡会というものを作り、対処してきております。その経験を踏まえ、これからも、正確な手順を追って対処していく必要があります。</p> <p>また、公平・公正に執行していく必要もございますので、難しい事案については、第三者機関などにおいて判断していきたいと考えております。</p> |
| <p>委員</p> | <p>現在空き家が全国的に増えており、8 件に 1 件は空き家と聞いております。少子高齢化や人口減少により、ますます空き家が増えてくると思います。そんな中で、今まで条例が無かったのが驚きです。条例ができた際は、区民に広く周知を図る必要があると思います。</p> <p>また、条例については、罰則がないものが多いですが、この条例案については、勧告などもあり、良い内容だと考えます。ですが、勧告などにも期限をつけるべきだと考えます。</p> |
| <p>事務局(安全・安心担当課長)</p> | <p>条例化にあたりましては、区が対処できることなどについては、広く周知を図ってまいります。期限については、検討していきます。</p> |
| <p>委員</p> | <p>空き家についてですが、放置するのではなくて、区として何かに活用すべきだと考えます。コミュニケーションセンターのような事務所を作り、町会の方で管理するなどしても良いのではと思います。また、町会内にある空き家の樹木の管理などは、町会が手を出せるようにしてほしいと考えます。</p> <p>また、空き家が何件あるのかなども調査した方が良いのではないかと考えます。</p> |
| <p>事務局(安全・安心担当課長)</p> | <p>空き家の有効活用については、空き家の増加が問題となる中で、今後、検討の必要があると考えられます。しかし、今回の諮問の内容にそぐわないので、今回の検討内容からは外させていただきます。内容的には、違う部署で検討を行っていく必要があると思われれます。</p> <p>次に、町会による空き家の管理の件ですが、非常にありがたい事だと感じております。しかし、空き家から生えている樹木の伐採などについては、民法の絡みもあり、町会にお願いする事はできません。町会の皆様には、適正な管理をしてもらうための所有者に対する働きかけなどをお願いしたいと思っております。</p> |

平成 25 年度 第 1 回安全・安心協議会(発言要旨)

| | |
|----------------|--|
| | <p>また、「住宅・土地統計調査」により推計すると、問題のある空き家については、千数百件程度、区内に存在していると考えております。全件調査なども考えましたが、経費も時間もかかるため、その統計調査をもっておよその数として把握しております。</p> |
| 委員 | <p>空き家は今後、どんどん増えてくると思います。大事なのは、空き家になる前に、高齢者に何かしらの支援を行うなど、空き家になる前に何かしらの手を打つ必要があると思います。</p> |
| 事務局(安全・安心担当課長) | <p>今いただいたお話は、先ほどの空き家の有効活用の話とつながってきますが、空き家になる前に何かしらの対応をすることは必要と考えます。この件については、担当の部署に伝えてまいります。</p> |
| 副会長 | <p>この件につきまして、質問や意見等がありますか？</p> <p>諮問事項についての今後のスケジュールですが、先ほどの意向調査の結果を参考に、事務局の方で答申案を作成いたします。</p> <p>次回の協議会の前に答申案を事務局の方から送付させていただき、再度、意見を集約いたします。そして、次回の協議会時に答申として提出いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>ではこれで、本日の審議事項に対する審議を終えたいと思います。</p> <p>つぎに報告事項に入ります。事務局、ここからは進行についてもお願いいたします。</p> |
| 事務局(安全・安心担当課長) | <p>それでは、事務局から報告いたします。</p> <p>1 番の練馬区内の犯罪・火災発生件数についてです。先ほど、区長の挨拶にもありましたように区内の犯罪・火災発生件数は減少傾向にあります。本日は、最近の状況なども含めて、警察署・消防署にコメントをいただきたいと思います。</p> <p>まず、練馬区内警察署犯罪発生件数についてですが、石神井警察署 生活安全課長の山形様よりコメントをいただきたいと思います。</p> |
| 石神井警察署生活安全課長 | <p>(別紙 8 説明)</p> |
| 事務局(安全・安心担当課長) | <p>有難うございました。</p> |

平成 25 年度 第 1 回安全・安心協議会(発言要旨)

| | |
|-----------------------|---|
| <p>練馬消防署警防課長</p> | <p>次に、練馬区内の火災発生状況について、練馬消防署 警防課長 大神田様よりコメントをいただきたいと思ひます。</p> |
| | <p>(別紙 8 説明)</p> |
| <p>事務局(安全・安心担当課長)</p> | <p>有難うございました。 次に別紙 9、10 について事務局より説明いたします。</p> <p>(別紙 9、10 説明)</p> <p>以上で報告終わります。</p> |
| <p>副会長</p> | <p>以上で、今回用意した案件はすべて終了しました。その他、事務局から、何か連絡事項などはありますでしょうか。</p> |
| <p>事務局(安全・安心担当課長)</p> | <p>今後のスケジュールについてご報告いたします。次回の協議会については、詳細が決まり次第、改めて事務局より各委員あてご通知いたしますので、ご出席をよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、皆様のお手元に問題家屋条例項目調査表をお配りしております。記載の上、11月8日(金)期限で FAX にて返送をお願ひいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| <p>副会長</p> | <p>それでは、これで本日の協議会を終了させていただきたいと思ひます。委員の皆様ご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>～ 閉会 ～</p> |